

文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、区が平成 11 年 7 月から平成 12 年 12 月までの期間に文京区立さしがや保育園（以下「保育園」という。）において実施した改修工事の際にアスベストのばく露を受けた入所児童及び文京区職員（以下「健康対策対象者」という。）を対象に実施する健康診断その他の健康対策について必要な事項を定めることを目的とする。

（専門委員会）

第 2 条 区長は、健康対策を実施するに当たって必要な事項について、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱（平成 16 年 3 月 1 日 15 文福育第 1599 号）により設置する文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）に諮問し、専門委員会の答申に基づいて健康対策を実施する。

（台帳）

第 3 条 区長は、健康対策対象者及び保護者の氏名、生年月日、現住所及び住所変更の履歴、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、保育園に滞在した時間及び日数、アスベストのばく露を受けた推定量、推定リスク値並びに既往歴を記載した〇〇台帳（別記様式第〇号）を整備し、健康対策対象者全員の生存期間中保存する。

（健康管理手帳）

第 4 条 区長は、健康対策対象者に対して、アスベストばく露の事実、ばく露を受けた期間及び保育園に滞在した時間等について記載した健康管理手帳を作成し、交付する。
2 区長は、健康管理手帳の交付を希望しない者に係る健康管理手帳について保管し、交付の申請を受けたときは、交付する。

（健康相談）

第 5 条 区長は、健康対策対象者のうち希望者に対して、健康リスク相談と心理相談を実施する。

（情報の提供）

第 6 条 区長は、健康対策に必要な情報を掲載したホームページを開設し、健康対策対象者に対する情報の提供に努める。

(調査票の送付)

第 7 条 区長は、健康対策対象者に対して、毎年 1 回相談事項や現住所確認を兼ねた調査票を送付し、健康対策対象者の状況の把握に努める。

(健康診断)

第 8 条 区長は、平成 31 年以降、健康対策対象者を対象とした専門委員会の推奨する健康診断を実施する。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、専門委員会が必要と認めたときは、速やかに健康診断を実施する。

3 前 2 項の健康診断にかかる費用は、文京区が負担する。

(その他の健康対策)

第 9 条 区長は、第 3 条から前条までに規定するほか、専門委員会が必要と認めた健康対策を実施するものとする。

(費用負担)

第 10 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、健康対策対象者又はその家族に対し、保険診療における一部負担金、休業補償費、葬祭費及び弔慰金等アスベストばく露に伴う関連費用を負担する。

(1) 健康対策対象者に胸膜、腹膜及び心膜等の悪性中皮腫が発症し、専門委員会の判断に基づき、今回の事故に起因しないことが明らかでない認められたとき。

(2) 健康対策対象者に、アスベストに起因して発症する可能性がある肺がん若しくは良性胸膜炎又は将来医学の発展によってアスベストに起因して発症する可能性がある認められた疾患が発症し、専門委員会の判定に基づき、今回の事故に起因すると認められたとき。

~~2 専門委員会は、前項の判定を正確及び迅速に行うため、常に医学的資料及び判定に要する情報の収集に努め、知見を高めなければならない。~~ (設置要綱に移動)

(建築物のアスベスト対策)

第 11 条 区長は、次に掲げる建築物に係るアスベスト対策を行わなければならない。

(1) 区が所有する建築物（以下「区有建築物」という。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの

ア 文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会最終報告書に記載された建築アスベスト対策

イ 「区有施設の改築・改修時における石綿処理について」(平成 11 年 8 月) の方針に基づいて、改築時又は改修時に行う石綿吹付け材(石綿を含有するものを含

- む。) 及び石綿含有建材の除去工事
- ウ 文京区のホームページにおける吹付けアスベスト（石綿）対策工事状況リストの公開
- (2) 建築物（区有建築物を除く。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの
- ア 区の区域内の建築物について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に基づく建築確認申請があったとき又は同法第 6 条の 2 に基づく指定確認検査機関に対する確認申請があったときに行うアスベストを飛散させないための対策についての指導
- イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に基づく石綿含有建築解体工事施工計画の届出があったときに行う確認及び指導
- ウ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 10 条の規定による解体の事前届出があったときに行う確認及び指導
- エ 区報、ホームページ等でのイ及びウに関する届出及び作業遵守事項についての周知

(改正手続)

第 12 条 区長は、この要綱の改正を行うときは、事案の決定を行う前に、専門委員会に諮問し、その答申に基づいて改正を行うものとする。ただし、法改正に伴う引用条文の変更若しくは用語の変更又は組織改正に伴う組織名称の変更に係る改正については、この限りでない。

(事務局)

第 13 条 本健康対策の実施に係る事務局は、男女協働子育て支援部保育課に置く。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。